

# 那 霸 市 公 報

**第 1 6 8 2 号**

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇規 則◇

- 那覇市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則 (こども政策課) ..... 1408
- 那覇市住宅政策等審議会規則の一部を改正する規則 (建設企画課) ..... 1409
- 那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則 (なはまちなか振興課)  
..... 1410
- 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ..... 1416
- 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則  
(行政経営課) ..... 1424

### ◇告 示◇

- 平成 28 年 (2016 年) 11 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) ... 1426
- 平成 28 年 (2016 年) 12 月那覇市議会定例会の招集について (総務課) ... 1427
- 平成 28 年 (2016 年) 11 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について  
(総務課) ..... 1428
- 那覇広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更について (都市計画課)  
..... 1429
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について (障がい福祉課) ..... 1430
- 指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定について (障がい福祉課)  
..... 1431
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について  
(保護管理課) ..... 1432

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) ..... 1433
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について (保護管理課) ..... 1434
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) ..... 1435
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について (保護管理課) ..... 1436
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) ..... 1437
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) ..... 1438
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について (保護管理課) ..... 1440
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課) ..... 1441

## ◇ 公 告 ◇

- マンション建替組合解散の認可について (建設企画課) ..... 1442
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) ..... 1443
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について (道路建設課)  
..... 1444
- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) ..... 1445
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について (ハイサイ市民課)  
..... 1446

**◇選挙管理委員会告示◇**

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1451

**◇監査委員公表◇**

○平成 28 年度前期定期監査の結果について (公表) …………… 1452

**◇正 誤◇**

○那覇市公報第 1677 号の正誤…………… 1480

---

---

**規 則**

---

---

那覇市規則第52号  
平成28年11月24日  
公 布 済

那覇市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見を聴取する事務  
を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の  
規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 那覇市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の  
策定に関すること。
- (2) 那覇市立幼保連携型認定こども園の設置、廃止及び休止に関すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 那覇市規則第53号

平成28年11月24日

公 布 済

那覇市住宅政策等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市住宅政策等審議会規則の一部を改正する規則

那覇市住宅政策等審議会規則(平成19年那覇市規則第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 審議会は、正委員及び議事を担任する特別委員の<u>それぞれの半数以上</u>が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3～4 [略]</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 審議会は、正委員及び議事を担任する特別委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>第3条第2項第4号に該当する正委員に事故があるときは、その職務を代理し、関係行政機関としての意思を表明し得る者として当該正委員が指名した者は、正委員として審議会の会議に出席することができる。</u></p> <p>4～5 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第54号  
平成28年11月30日  
公 布 済

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開業)</p> <p>第9条 市場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた日から<u>7日</u>以内に開業しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該期間を伸長することができる。</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第10号様式 別記] [第12号様式 別記] [第13号様式 別記] [第14号様式 別記]</p>	<p>(開業)</p> <p>第9条 市場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた日から<u>30日</u>以内に開業しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該期間を伸長することができる。</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第10号様式 別記] [第12号様式 別記] [第13号様式 別記] [第14号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]	
添付書類	[略] 4 申請者の顔写真    5 請書    6 誓約書 [略]

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]	
添 付 書 類	[略] 4 請書 5 誓約書
	6 <u>在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(申請者が外国人である場合に限る。)</u>
[略]	

[略]

[改正前 別記]

第2号様式(第2条関係)

[略]	
那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、 <u>倉庫</u> の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
[略]	

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

[略]	
那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、 <u>倉庫等</u> の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
[略]	

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

[略]	
添 付 書 類	1 住民票抄本(特別) 2 納税証明書
	3 申請者の顔写真 4 誓約書
[略]	

[改正後 別記]

第3号様式(第3条関係)

[略]	
添 付 書 類	1 住民票抄本(特別) 2 納税証明書 3 誓約書
	4 <u>在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(申請者が外国人である場合に限る。)</u>
[略]	



[改正前 別記]

第5号様式(第4条関係)

(表)

[略] 1～4 [略]	顔 写 真
5 [略]	
那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、上記のとおり使用を許可します。 [略]	

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第4条関係)

(表)

[略] 1～4 [略]	
5 店舗名	
6 [略]	
7 許可条件	
那覇市公設市場条例第3条(第1項・第3項)の規定により、上記のとおり使用を許可します。 [略]	

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第6号様式(第4条関係)

(表)

[略]	
年 月 日付で申請のあった倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)の使用については、那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、次のとおり使用を許可します。	
[略]	

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第6号様式(第4条関係)

(表)

[略]
年 月 日付で申請のあった倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)の使用については、那覇市公設市場条例第3条(第1項・第3項)の規定により、次のとおり使用を許可します。
[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第10号様式(第10条関係)

[略]	
添付資料	1 [略]
	2 [略]

※在留期間の欄は、外国人の場合にのみ記載してください。

[改正後 別記]

第10号様式(第10条関係)

[略]	
添付資料	1 [略]
	2 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(従業員が外国人である場合に限る。)
	3 [略]

[改正前 別記]

第12号様式(第13条関係)

[略]
使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を(設置・変更・廃止)することについて許可を受けたいので、 <u>那覇市公設市場条例第8条第1項第3号</u> の規定により、次のとおり申請します。
[略]

[改正後 別記]

第12号様式(第13条関係)

[略]
使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を(設置・変更・廃止)することについて許可を受けたいので、 <u>那覇市公設市場条例施行規則第13条第1項</u> の規定により、次のとおり申請します。
[略]

注 本申請に係る許可を受けようとする日の7日前までに提出すること。

[改正前 別記]

第13号様式(第13条関係)

(表)

[略]

年 月 日付けで申請のあった原状変更等許可申請については、那覇市公設市場条例第8条第1項第3号の規定により、次のとおり許可します。

[略]

(裏)

[略]

[改正後 別記]

第13号様式(第13条関係)

(表)

[略]

年 月 日付けで申請のあった原状変更等許可申請については、那覇市公設市場条例第8条第1項ただし書の規定により、次のとおり許可します。

[略]

(裏)

[略]

[改正前 別記]

第14号様式(第14条関係)

[略]

[改正後 別記]

第14号様式(第14条関係)

[略]

注 返還する日の14日前までに提出すること。

那霸市規則第55号  
平成28年11月30日  
公 布 済

那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

## [改正前 別記]

## 別表第1(第3条、第4条関係)

## 現業職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	117,600	190,200	226,400	259,900	286,200
	2	118,700	192,000	228,000	261,900	288,400
	3	119,900	193,800	229,500	263,700	290,700
	4	121,000	195,600	231,100	265,800	292,900
	5	122,100	197,200	232,600	267,700	294,900
	6	123,200	199,000	234,300	269,600	297,200
	7	124,400	200,800	235,800	271,600	299,500
	8	125,500	202,600	237,400	273,700	301,800
	9	126,600	204,300	238,900	275,800	303,900
	10	127,700	206,100	240,400	277,800	306,200
	11	128,900	207,900	242,000	279,900	308,400
	12	130,000	209,700	243,500	282,000	310,700
	13	131,100	211,100	245,000	284,000	312,900
	14	132,200	212,900	246,500	286,100	315,000
	15	133,400	214,600	247,900	288,100	317,200
	16	134,500	216,400	249,300	290,200	319,300
	17	135,600	218,100	250,800	292,200	321,400
	18	136,700	219,800	252,600	294,200	323,400
	19	137,900	221,400	254,300	296,300	325,500
	20	139,000	223,000	256,100	298,300	327,500

21	140, 100	224, 500	257, 800	300, 400	329, 500
22	141, 200	226, 200	259, 600	302, 500	331, 600
23	142, 400	227, 800	261, 400	304, 500	333, 600
24	143, 500	229, 400	263, 100	306, 600	335, 700
25	144, 600	230, 800	265, 100	308, 400	337, 300
26	145, 700	232, 300	267, 000	310, 500	339, 200
27	146, 800	233, 800	268, 800	312, 600	341, 100
28	147, 900	235, 100	270, 700	314, 600	343, 000
29	149, 000	236, 400	272, 400	316, 600	344, 700
30	150, 400	237, 600	274, 300	318, 600	346, 600
31	151, 700	238, 700	276, 200	320, 700	348, 500
32	153, 000	239, 900	278, 000	322, 800	350, 300
33	154, 300	241, 200	279, 700	324, 300	352, 200
34	155, 800	242, 500	281, 600	326, 300	354, 000
35	157, 300	243, 700	283, 400	328, 200	355, 800
36	158, 900	245, 000	285, 300	330, 300	357, 500
37	160, 200	246, 000	287, 000	332, 200	358, 900
38	161, 700	247, 400	288, 700	334, 100	360, 200
39	163, 200	248, 900	290, 500	336, 100	361, 600
40	164, 700	250, 400	292, 300	338, 000	363, 000
41	166, 100	251, 800	294, 000	339, 900	364, 300
42	168, 800	253, 200	295, 700	341, 800	365, 200
43	171, 400	254, 600	297, 400	343, 600	366, 300
44	174, 000	256, 000	299, 000	345, 500	367, 400
45	176, 700	257, 200	300, 700	347, 000	368, 200
46	178, 400	258, 500	302, 400	348, 400	369, 100
47	180, 100	259, 900	304, 000	349, 900	370, 000
48	181, 800	261, 300	305, 700	351, 400	370, 900
49	183, 300	262, 600	306, 900	353, 000	371, 800
50	185, 100	263, 700	308, 400	353, 800	372, 600
51	186, 900	265, 000	309, 900	355, 000	373, 400
52	188, 600	266, 300	311, 500	356, 000	374, 200
53	190, 200	267, 400	313, 100	356, 900	374, 900
54	191, 700	268, 500	314, 700	358, 000	375, 600
55	193, 200	269, 800	316, 300	358, 900	376, 300
56	194, 700	271, 100	317, 800	360, 000	377, 000
57	196, 000	272, 200	319, 300	360, 900	377, 500
58	197, 300	273, 200	320, 500	361, 600	378, 100
59	198, 600	274, 300	321, 700	362, 300	378, 700
60	199, 900	275, 400	322, 900	363, 000	379, 400
61	201, 200	276, 600	323, 600	363, 400	379, 800
62	202, 500	277, 600	324, 500	364, 000	380, 500
63	203, 800	278, 500	325, 300	364, 700	381, 100
64	205, 100	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700

65	206,300	280,300	327,000	365,700	382,100
66	207,600	281,200	327,400	366,400	382,700
67	208,900	281,900	328,100	367,100	383,300
68	210,200	282,800	328,900	367,800	383,900
69	211,300	283,800	329,700	368,100	384,300
70	212,400	284,600	330,400	368,700	384,800
71	213,400	285,400	331,100	369,400	385,300
72	214,500	286,200	331,800	370,000	385,900
73	215,600	287,000	332,300	370,300	386,200
74	216,600	287,500	332,900	370,900	386,600
75	217,500	287,900	333,400	371,600	387,000
76	218,500	288,400	334,000	372,200	387,400
77	219,200	288,500	334,300	372,600	387,700
78	220,100	288,900	334,800	373,100	388,000
79	221,000	289,100	335,200	373,700	388,300
80	221,900	289,500	335,700	374,200	388,600
81	222,600	289,700	336,100	374,700	388,800
82	223,600	289,900	336,600	375,300	389,100
83	224,500	290,300	337,100	375,800	389,400
84	225,400	290,600	337,600	376,100	389,600
85	226,100	290,900	337,900	376,500	389,800
86	227,000	291,200	338,300	377,000	390,100
87	227,900	291,500	338,800	377,400	390,400
88	229,000	291,900	339,200	377,800	390,600
89	229,800	292,200	339,500	378,200	390,800
90	230,500	292,600	339,900	378,700	391,100
91	231,200	292,900	340,400	379,100	391,400
92	232,000	293,300	340,800	379,500	391,600
93	232,800	293,400	341,000	379,800	391,800
94	233,500	293,600	341,400		
95	234,200	294,000	341,900		
96	234,900	294,400	342,300		
97	235,600	294,600	342,400		
98	236,400	294,900	342,900		
99	237,200	295,300	343,300		
100	238,000	295,700	343,600		
101	238,700	295,900	343,900		
102	239,400	296,200	344,300		
103	240,100	296,600	344,700		
104	240,800	296,900	345,100		
105	241,500	297,100	345,600		
106	242,200	297,400	346,000		
107	242,900	297,800	346,400		
108	243,600	298,100	346,800		

	109	244,300	298,300	347,300		
	110	244,800	298,700	347,700		
	111	245,300	299,100	348,000		
	112	245,800	299,400	348,300		
	113	246,100	299,500	348,800		
	114		299,800			
	115		300,100			
	116		300,500			
	117		300,700			
	118		300,900			
	119		301,200			
	120		301,500			
	121		301,900			
	122		302,100			
	123		302,400			
	124		302,700			
	125		303,000			
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500

[改正後 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	119,100	191,700	227,900	261,100	287,100
	2	120,200	193,500	229,500	263,000	289,300
	3	121,400	195,300	231,000	264,800	291,600
	4	122,500	197,100	232,600	266,900	293,700
	5	123,600	198,700	234,100	268,700	295,700
	6	124,700	200,500	235,800	270,600	298,000
	7	125,900	202,300	237,300	272,500	300,300
	8	127,000	204,100	238,900	274,600	302,500
	9	128,100	205,800	240,300	276,700	304,600
	10	129,200	207,600	241,800	278,700	306,900
	11	130,400	209,400	243,400	280,800	309,100
	12	131,500	211,200	244,800	282,800	311,400
	13	132,600	212,600	246,300	284,800	313,500
	14	133,700	214,400	247,800	286,900	315,600
	15	134,900	216,100	249,100	288,900	317,800
	16	136,000	217,900	250,500	290,900	319,900
	17	137,100	219,600	252,000	292,900	322,000
	18	138,200	221,300	253,700	294,900	324,000



19	139,400	222,900	255,400	297,000	326,100
20	140,500	224,500	257,200	299,000	328,100
21	141,600	226,000	258,800	301,000	330,000
22	142,700	227,700	260,600	303,100	332,100
23	143,900	229,300	262,300	305,100	334,100
24	145,000	230,900	264,000	307,200	336,200
25	146,100	232,200	266,000	309,000	337,700
26	147,200	233,700	267,900	311,100	339,600
27	148,300	235,100	269,700	313,200	341,500
28	149,400	236,400	271,500	315,200	343,400
29	150,500	237,700	273,200	317,100	345,100
30	151,900	238,900	275,100	319,100	347,000
31	153,200	239,900	277,000	321,200	348,900
32	154,500	241,100	278,700	323,300	350,700
33	155,800	242,400	280,400	324,700	352,600
34	157,300	243,600	282,300	326,700	354,400
35	158,800	244,800	284,100	328,600	356,200
36	160,400	246,100	286,000	330,700	357,900
37	161,700	247,000	287,600	332,600	359,300
38	163,200	248,400	289,300	334,500	360,600
39	164,700	249,800	291,100	336,500	362,000
40	166,200	251,300	292,900	338,400	363,400
41	167,600	252,700	294,600	340,300	364,700
42	170,300	254,100	296,300	342,200	365,600
43	172,900	255,500	297,900	344,000	366,700
44	175,500	256,800	299,500	345,900	367,800
45	178,200	258,000	301,200	347,400	368,600
46	179,900	259,300	302,900	348,800	369,500
47	181,600	260,700	304,500	350,300	370,400
48	183,300	262,000	306,200	351,800	371,300
49	184,800	263,300	307,300	353,400	372,200
50	186,600	264,400	308,800	354,200	373,000
51	188,400	265,700	310,300	355,400	373,800
52	190,100	267,000	311,900	356,400	374,600
53	191,700	268,000	313,500	357,300	375,300
54	193,200	269,100	315,100	358,400	376,000
55	194,700	270,400	316,700	359,300	376,700
56	196,200	271,700	318,200	360,400	377,400
57	197,500	272,800	319,700	361,300	377,900
58	198,800	273,800	320,900	362,000	378,500
59	200,100	274,800	322,100	362,700	379,100
60	201,400	275,900	323,300	363,400	379,800
61	202,700	277,100	324,000	363,800	380,200
62	204,000	278,100	324,900	364,400	380,900

63	205,300	279,000	325,700	365,100	381,500
64	206,600	280,000	326,500	365,800	382,100
65	207,800	280,700	327,400	366,100	382,500
66	209,100	281,600	327,800	366,800	383,100
67	210,400	282,300	328,500	367,500	383,700
68	211,700	283,200	329,300	368,200	384,300
69	212,800	284,200	330,100	368,500	384,700
70	213,900	285,000	330,800	369,100	385,200
71	214,900	285,800	331,500	369,800	385,700
72	216,000	286,600	332,200	370,400	386,300
73	217,100	287,400	332,700	370,700	386,600
74	218,100	287,900	333,300	371,300	387,000
75	219,000	288,300	333,800	372,000	387,400
76	220,000	288,800	334,400	372,600	387,800
77	220,600	288,900	334,700	373,000	388,100
78	221,500	289,300	335,200	373,500	388,400
79	222,300	289,500	335,600	374,100	388,700
80	223,200	289,900	336,100	374,600	389,000
81	223,900	290,100	336,500	375,100	389,200
82	224,900	290,300	337,000	375,700	389,500
83	225,700	290,700	337,500	376,200	389,800
84	226,600	291,000	338,000	376,500	390,000
85	227,300	291,300	338,300	376,900	390,200
86	228,100	291,600	338,700	377,400	390,500
87	229,000	291,900	339,200	377,800	390,800
88	230,100	292,300	339,600	378,200	391,000
89	230,800	292,600	339,900	378,600	391,200
90	231,500	293,000	340,300	379,100	391,500
91	232,100	293,300	340,800	379,500	391,800
92	232,900	293,700	341,200	379,900	392,000
93	233,700	293,800	341,400	380,200	392,200
94	234,400	294,000	341,800		
95	235,100	294,400	342,300		
96	235,700	294,800	342,700		
97	236,400	295,000	342,800		
98	237,200	295,300	343,300		
99	238,000	295,700	343,700		
100	238,700	296,100	344,000		
101	239,400	296,300	344,300		
102	240,100	296,600	344,700		
103	240,800	297,000	345,100		
104	241,500	297,300	345,500		
105	242,100	297,500	346,000		
106	242,800	297,800	346,400		

	107	243,500	298,200	346,800		
	108	244,200	298,500	347,200		
	109	244,900	298,700	347,700		
	110	245,400	299,100	348,100		
	111	245,800	299,500	348,400		
	112	246,300	299,800	348,700		
	113	246,600	299,900	349,200		
	114		300,200			
	115		300,500			
	116		300,900			
	117		301,100			
	118		301,300			
	119		301,600			
	120		301,900			
	121		302,300			
	122		302,500			
	123		302,800			
	124		303,100			
	125		303,400			
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900

那霸市規則第56号  
平成28年11月30日  
公 布 済

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## [改正前 別記]

## 別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～10 [略]
[略]	

## [改正後 別記]

## 別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～10 [略] 11 沖縄県青少年保護育成条例(昭和47年沖縄県条例第11号)第20条第1項の規定による立入調査等に関すること。
[略]	

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 299 号  
平成 28 年 11 月 21 日  
掲 示 済

平成 28 年 (2016 年) 11 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 28 年 (2016 年) 11 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日           平成 28 年 11 月 28 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所       那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
  - (1) 那覇市監査委員の選任について
  - (2) 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - (3) 専決処分の報告について (車両物損事故)
  - (4) 専決処分の報告について (人身車両物損事故)
  - (5) 専決処分の報告について (市道小禄 10 号側溝蓋不全による車輪損傷事故)
  - (6) 専決処分の報告について (建物物損事故)
  - (7) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)
  - (8) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)

那覇市告示第 301 号  
平成 28 年 11 月 24 日  
掲 示 済

平成 28 年 (2016 年) 12 月那覇市議会定例会の招集について

平成 28 年 (2016 年) 12 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日      平成 28 年 12 月 1 日 (木)
  
- 2 招 集 の 場 所      那覇市議会議場

那覇市告示第 303 号  
平成 28 年 11 月 25 日  
掲 示 済

平成 28 年 (2016 年) 11 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 28 年 (2016 年) 11 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

委員会への付託陳情

- (1) 離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求めることについて
- (2) 子どもの医療費助成への「罰則」廃止と国の制度化を求めることについて
- (3) 貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求めることについて
- (4) 無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求めることについて
- (5) 介護保険制度の見直しに関することについて
- (6) 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求めることについて
- (7) 「佐藤惣之助詩歌碑」の移設に関することについて



那覇市告示第 329 号  
平成 28 年 12 月 13 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類及び名称  
那覇広域都市計画第一種市街地再開発事業  
(モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業)
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
那覇市旭町及び泉崎一丁目の一部
- 3 縦覧場所  
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）

那覇市告示第 332 号  
平成 28 年 12 月 15 日

## 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 28 年 11 月 21 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	松本 博	耳鼻咽喉科	ひろ耳鼻科皮膚科形成外科
2	花城 徹	内科	おもろまちメディカルセンター

## 那覇市告示第 333 号

平成 28 年 12 月 15 日

## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 28 年 12 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
おもろまちメディカルセンター 那覇市上之屋 1 丁目 3 番 1 号	医療法人 祥杏会 理事長 城間 健治	腎臓に関する医療 (更生医療)
訪問看護ステーションよりそい 那覇市寄宮 3 丁目 3 番 11 号 オークレイクビレッジ 107 号室	株式会社 リンクス 代表取締役 與那城 結美子	育成医療・更生医療
訪問看護ステーション おれんじエイド 那覇市おもろまち 2 丁目 6-36 ニューウイングわたり 402 号	株式会社 サザンコミュニケーションズ 代表取締役 吉元 和浩	育成医療・更生医療

## 那覇市告示第 334 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
仲地レディースクリニック	医療法人ももの会	平成 28 年 11 月 1 日
那覇市安謝一丁目 20 番 16 号		

## 那覇市告示第 335 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
天久のクリニック		平成 28 年 10 月 1 日
名 称	天久のクリニック (いけいクリニック)	

## 那覇市告示第 336 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の再開について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり再開の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	再開年月日
所 在 地	
社会医療法人 仁愛会 あさと大腸・肛門クリニック	平成 28 年 10 月 31 日
那覇市字松川 442 番地	

## 那覇市告示第 337 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
首里内科クリニック	金城盛男	平成28年11月1日
那覇市首里久場川町2丁目135番地		

## 那覇市告示第 338 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
そうごう薬局 壺川店	那覇市壺川1丁目13番地7 レジデンスプロスパー	平成28年8月1日
総合メディカル株式会社	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	



## 那覇市告示第 339 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
ケアセンターひまわり (訪問介護、介護予防訪問、介護訪問型サービス)	平成 28 年 12 月 31 日
那覇市首里平良町 1 丁目 4 番地 玉井マンション 101 号	

## 那覇市告示第 340 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
翁長 研一	柔道整復	平成 28 年 11 月 8 日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 297 番地 1	
島袋 進悟	柔道整復	平成 28 年 11 月 8 日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 297 番地 1	
佐古 道子	柔道整復	平成 28 年 11 月 8 日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 297 番地 1	

西原 愛喜	柔道整復	平成 28 年 11 月 8 日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 297 番地 1	
千葉 憲和	柔道整復	平成 28 年 11 月 21 日
那覇K o n a 整骨院	那覇市おもろまち四丁目 17 番地 6 号 エストビルおもろまち 1 階	

## 那覇市告示第 341 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名		変 更 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
夏 秋 友 美		平 成 28 年 6 月 1 日
施 術 所 ( 増 減 )	お な が 小 禄 整 骨 院 (お な が 小 禄 整 骨 院、お な が 那 覇 整 骨 院)	

## 那覇市告示第 342 号

平成 28 年 12 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
新垣 大地	おなが那覇整骨院	平成 28 年 6 月 1 日
	那覇市字仲井真 297 番地 1	

---

---

公 告

---

---

那覇市公告第 427 号  
平成 28 年 11 月 24 日  
掲 示 済

マンション建替組合解散の認可について

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、マンション建替組合の解散を認可したので、同条第 6 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 解散するマンション建替組合の名称  
丸竹ファミリーマンション建替組合
- 2 事務所の所在地  
沖縄県那覇市泊一丁目 2 番地 3 2 階  
株式会社ファンスタイル 本社事務所内
- 3 施工再建マンションの敷地の区域  
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 4 理由  
マンション建替事業が完成したため
- 5 認可日  
平成 28 年 11 月 24 日

那覇市公告第 438 号  
平成 28 年 12 月 1 日  
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 439 号  
平成 28 年 12 月 2 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線

2 施行者の名称 沖縄県

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成 28 年 12 月 2 日～平成 34 年 3 月 31 日



那覇市公告第 448 号  
平成 28 年 12 月 6 日  
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

都市計画の種類：那覇広域都市計画区域区分  
都市計画の名称：港町 4 丁目地区

都市計画の種類：那覇広域都市計画臨港地区  
都市計画の名称：泊・新港臨港地区

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）

那覇市公告第 471 号  
平成 28 年 12 月 15 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、平成 27 年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。  
(公表対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年12月15日

那覇市長 城間 幹子

## ◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第11条)

No.	国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊沖縄地方協力本部	自衛隊法第29条及び住民基本台帳法第11条	平成27年5月11日～5月14日	平成9年4月2日～平成10年4月1日の間に生まれた男女3,529人 平成7年4月2日～平成8年4月1日の間に生まれた男女3,336人

## ◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第11条の2)

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称及び代表者 または管理者名)	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成27年5月19日	満20歳以上の男女個人 首里鳥堀町4丁目 16人
2	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成27年5月19日	7歳以上の男女 真嘉比3丁目 12人
3	株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成27年度旅行・観光消費動向調査(一般統計調査)	平成27年5月21日	小禄4丁目 85人
4	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国民生活に関する世論調査	平成27年6月3日	20歳以上の日本国籍を有する男女個人 首里桃原町2丁目1～ 25人
5	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成27年6月9日	16歳以上の日本人男女 字上間295番地5～ 14人
6	株式会社 毎日新聞社 代表取締役社長 朝比奈 豊	第69回読書世論調査	平成27年6月10日	平成11年9月30日以前生まれの男女 首里鳥堀町5丁目～ 12人
7	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	インターネット上の安全・安心に関する世論調査	平成27年6月17日	20歳以上の日本国籍を有する男女個人 首里崎山町1丁目1～7, 36～ 15人
8	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成27年6月18日	16歳以上の男女個人 字天久、小禄1丁目 100人
9	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	第7回日常生活に関するアンケート調査	平成27年7月8日	15歳以上79歳以下の日本人男女 首里石嶺町1丁目39～ 39人

10	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	新聞およびWeb利用に関する 総合調査	平成27年7月16日 ・17日	満15歳以上の日本人男女 西1丁目7番～ 天久1丁目10番～ 46人
11	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第11回飲酒・喫煙・くすりの使用 についてのアンケート調査	平成27年7月23日	15～64歳の日本国籍を有する 男女個人 具志2丁目25～ 13人
12	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	県民意識調査	平成27年7月28日 ・29日	満15歳以上75歳未満の日本人 男女 松尾、壺屋、楚辺、壺川、 西、若狭、前島、泊、曙、字 銘苅、首里大名町、首里石 嶺町、首里久場川町、首里 桃原町、首里赤田町、首里 寒川町、真嘉比、松川、安 里、三原、繁多川、字真地、 識名、寄宮、与儀、長田、字 仲井真、字国場、字与儀、古 波蔵、字小祿、小祿、字田 原、字栄原、字宇栄原、高 良、字安次嶺、天久、銘苅 504人
13	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	暮らし向きとところの健康に関 する学術調査	平成27年8月5日	55歳以上59歳以下の女性 樋川1丁目10番～、2丁目 30人
14	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国土形成計画の推進に関する 世論調査	平成27年8月5日	20歳以上の日本国籍を有する 男女個人 金城2丁目16、21～ 15人
15	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	平成27年8月18日	単身世帯の世帯主 樋川1丁目 40人
16	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査(第64回)	平成27年9月4日	20歳以上の男女 具志1丁目 15人
17	株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成27年度 市民の社会貢献 に関する実態調査	平成27年9月7日	20歳以上69歳までの男女個 人 寄宮3丁目 38人
18	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成27年10月9日	16歳以上の男女個人 曙1丁目、字小祿、字銘苅 150人
19	株式会社 ビデオリサーチ 九州支社 支社長 寺田 茂喜	テレビの視聴、日常生活及び 商品の使用実態に関するアン ケート	平成27年10月9日	おもろまち2丁目、樋川1丁 目、久米2丁目、字小祿、田 原1丁目、壺屋2丁目、字上 間、長田2丁目、首里石嶺町 3丁目、首里山川町2丁目 190人
20	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	18歳選挙権に関する若者意 識調査	平成27年10月13日	18歳・19歳の日本人男女 首里平良町2丁目34番～ 首里大名町2丁目 12人
21	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者意識基本調査	平成27年10月14日	15歳以上の日本国籍を有する 男女個人 寄宮3丁目14～ 25人

22	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	メディアの接触と評価に関する調査	平成27年10月14日	満15歳以上79歳以下の日本人男女 天久2丁目9番～ 21人
23	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第2回 家計と貯蓄に関する調査	平成27年10月16日	20歳以上の男女 首里石嶺町3丁目 20人
24	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	11月全国個人視聴率調査	平成27年10月16日	7歳以上の男女 若狹2丁目 12人
25	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成27年10月16日 ・23日	10歳以上17歳以下の男女 字国場 40人
26	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	地域安全保障に関する県民意識調査	平成27年10月22日	満15歳以上75歳未満の日本人男女 曙、安謝、天久、久米、辻、泊、東町、牧志、松山、山下町、首里石嶺町、首里儀保町、首里末吉町、首里鳥堀町、字宇栄原、宇栄原、小祿、字小祿、具志、田原、古波蔵、字与儀、安里、字国場、字識名、字大道、長田、繁多川、古島、字松川、三原、寄宮 516人
27	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	第7回勤労生活に関する調査	平成27年11月10日	20歳以上の日本人男女個人 首里石嶺町1丁目39～ 16人
28	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	教育・生涯学習に関する世論調査	平成27年11月20日	満20歳以上の日本人男女 金城5丁目1番～ 15人
29	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	若者の生活に関する調査	平成27年11月25日	15歳以上39歳以下の日本人男女 首里鳥堀町3丁目21番～ 25人
30	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成27年12月7日	16歳以上の日本人男女 銘苅1丁目19番～、2丁目 14人
31	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査(第65回)	平成27年12月9日	20歳以上の男女 天久2丁目、上之屋1丁目 15人
32	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	政治意識に関する世論調査	平成27年12月15日	満18～19歳の日本国籍を持つ男女 宇栄原1丁目～ 8人
33	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	将来の公共サービスのあり方に関する世論調査	平成27年12月24日	満20歳以上の日本人男女 泊1丁目9番～ 15人
34	株式会社 朝日新聞社 代表取締役社長 渡辺 雅隆	政治・選挙などに関する国民の意識調査	平成28年1月5日 ・18日	1996年7月1日～1998年6月30日生まれの男女 樋川2丁目、前島1～3丁目、牧志1～3丁目 20人

35	株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者率調査	平成28年1月15日	大正15年5月1日～平成8年4月30日生まれの男女 泉崎2丁目、宇栄原2丁目、 字真地、首里鳥堀町5丁目 80人
36	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成28年1月19日	20歳以上の日本国籍を有する者 宮城1丁目 25人
37	スリープロ株式会社 代表取締役社長 村田 峰人	通信利用動向調査における世帯対象調査	平成28年1月22日	20歳以上の筆頭世帯構成員(もしくは世帯構成員)のいる世帯 安謝、おもろまち、首里崎山町、山下町 172人
38	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	働き方と意識についての調査	平成28年2月2日	25歳～49歳以下の日本人男女 樋川2丁目12～16、1～4番 16人
39	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成28年2月2日	16歳以上の男女個人 字小祿、首里大名町2～3丁目、宇田原 150人
40	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	食生活に関する世論調査2016	平成28年2月3日	16歳以上の男女 銘苅3丁目 12人

---

---

**選挙管理委員会告示**

---

---

那覇市選挙管理委員会告示第 50 号

平成 28 年 12 月 2 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 唐 眞 弘 安

- |   |                     |         |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 5,205人  |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数  | 86,738人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  | 43,369人 |

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 7 号

平成 28 年 11 月 30 日

那覇市監査委員

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

高 良 正 幸

平成 28 年度前期定期監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、福祉部、こどもみらい部 (こども政策課除く)、健康部、消防局の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。



## 平成 28 年度前期定期監査報告書

### 第 1 監査の対象 福祉部

福祉政策課、障がい福祉課、ちやーがんじゅう課、  
保護管理課、保護第一課、保護第二課、保護第三課

### 健康部

国民健康保険課、特定健診課、保健総務課、健康増進課、  
地域保健課、生活衛生課

### こどもみらい部

こどもみらい課、子育て応援課

(こども政策課は、後期定期監査で実施予定)

### 消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、西消防署、  
中央消防署

### 第 2 監査の期間 平成 28 年 8 月 16 日から平成 28 年 11 月 25 日まで

### 第 3 監査の方法

監査は平成27年度における予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等について、予算執行伺書、支出負担行為書、契約書、検査調書、執行状況表、備品台帳等を抽出審査し、関係各課等から説明を聴取した。

### 第 4 監査の主眼及び重点事項

#### 1 監査の主眼

監査は、財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市の経営に係る事業管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

#### 2 重点事項

監査に当たって、重点事項を次のとおり定めて実施した。

##### (1) 公金収納における現金の取扱及び歳入の調定事務について

###### ア 選定理由

市職員、嘱託員が窓口等において市民や利用者等から直接現金を受け取り(券売機の利用を含む)、市に納入する収納事務について、正確性及び安全性の視点から検証し、適正な現金の取扱い体制の運用に資する  
歳入の調定事務について、合規性及び的確性の視点から調査し、適正な事務処理に資する。

##### (2) 業務委託料(13節01細節)に係る履行確認等について

###### ア 選定理由

刊行物が未刊行であったにもかかわらず代金が支払われていた不適正な事務処理の事例があったことから、業務委託に係る履行確認等について重点項目とする。ただし、業務委託契約40万円以下を除く。

## 第 5 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

### 1 重点事項に関する意見

#### (1) 公金収納における現金の取扱及び歳入の調定事務について

##### ア 現金の取扱い事務について

現金の取扱い事務については、監査対象課 22 課中 10 課 (27 件) あり、4 課 (7 件) において不適切な事務処理があった。収納金が即日又は翌日までに金融機関に納められていないもの (3 件) があり、そのうち 1 件は現金を受領後 3 か月以上も課内で保管されていた。また、現金取扱いのマニュアルが整備されていないもの (4 件) があった。

那覇市会計規則第 27 条は「収納取扱員は、現金等を直接収納したときは、即日納付通知書により指定金融機関又は収納代理金融機関 (以下「指定金融機関等」という。) に払い込まなければならない。ただし、即日払込みができない場合は収納取扱員において一時保管し、翌日 (….) までに払い込まなければならない。」と規定している。

現金の取扱いについては、同規則を遵守し適切な事務処理をすると共に、正確性及び安全性の確保に資するためマニュアルを整備されるよう検討されたい。

##### イ 歳入の調定事務について

歳入の調定事務については、監査対象課 22 課中 21 課 (298 件) あり、4 課 (9 件) において不適切な事務処理があった。そのうち、調定の時期が不適切なもの (6 件) があり、いずれも 30 日以上遅れて調定していた。また、助成金返還命令の起案がないもの (1 件)、根拠が曖昧なまま徴収しているもの (2 件) があった。

調定の時期及び手続きについては、那覇市会計規則第 20 条第 1 項は「歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて令第 154 条第 1 項の規定による調査をし、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」と規定している。

調定時期の遅れ等は、債権管理に支障をきたすことから、同規則を遵守し適切に事務処理を行われたい。

**(2) 業務委託料（13節01細節）に係る履行確認等について**

業務委託料については、監査対象課 22 課中 21 課（197 件）あり、6 課（9 件）において不適切な事務処理があった。そのうち、支払遅延のもの（3 件）、仕様書に示されている報告書等がないもの（4 件）、検査員でない者が検査を行っているもの（2 件）があった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条は、対価の支払の時期は、給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日以内の日としなければならない旨定めている（同法第 14 条で地方公共団体に準用）。また、那覇市契約規則第 50 条第 2 項は「検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容、数量等について検査するものとする。」と規定している。

業務委託における支払、履行確認に当たっては、関係条項に基づき適切な事務処理に当たられたい。

## 2 各課の指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

**指摘事項等の件数 (部局・課別)** (単位：件)

区分(*注) 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
福祉部	-	-	4	-	4
福祉政策課	-	-	2	-	2
障がい福祉課	-	-	1	-	1
ちゃーがんじゅう課	-	-	1	-	1
保護管理課	-	-	-	-	-
保護1課・2課・3課	-	-	-	-	-
健康部	-	-	1	-	1
国民健康保険課	-	-	-	-	-
特定健診課	-	-	1	-	1
保健総務課	-	-	-	-	-
健康増進課	-	-	-	-	-
地域保健課	-	-	-	-	-
生活衛生課	-	-	-	-	-
こどもみらい部	-	-	3	-	3
こどもみらい課	-	-	2	-	2
子育て応援課	-	-	1	-	1
消防局	-	-	3	-	3
総務課	-	-	-	-	-
予防課	-	-	2	-	2
警防課	-	-	-	-	-
救急課	-	-	-	-	-
指令情報課	-	-	1	-	1
西消防署	-	-	-	-	-
中央消防署	-	-	-	-	-
合 計	-	-	11	-	11

(\*注) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

## (1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

## (2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

## (3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

## (4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

## 福祉部

### ○福祉政策課

#### (1) イラストレーション(著作物)使用料について (注意事項)

平成 26 年度バリアフリー改装補助事業における支援事業委託において、受託者が委託契約外で作成した啓発用チラシの原案を課で内容確認し、庁内印刷によりチラシの作成、配布、ホームページへの掲載を行い、引き続き平成 27 年度も利用していた。当該チラシに利用したイラストレーションは無料素材であることを当該受託者に口頭で確認していたが、使用許諾業務を委託されている事業者からの通知により、有料のイラストレーションが含まれていることが判明した。その結果、利用した日に遡って使用料 205,200 円(平成 26 年度分 91,800 円、同 27 年度分 113,400 円)を支払っている。

著作権法第 63 条第 2 項は「許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その著作物が利用できる」と規定している。

著作物の利用に当たっては、法令等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

#### (2) 寄附金の調定及び指定金融機関等への払込みについて (注意事項)

平成 27 年 6 月 1 日に寄附金 (30,000 円) を受領したが、その後、現金を金庫に保管したまま失念し、同年 9 月 10 日付けで調定及び指定金融機関への払込みを行っている。また、同年 9 月 10 日付け受領した寄附金 (500,000 円) については同月 17 日付けで調定及び指定金融機関への払込みを行っている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨、また、同規則第 27 条第 1 項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、定めている。

現金の取扱いに当たっては、事故防止の観点から内部統制の強化を図り、会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

### ○障がい福祉課

#### 業務委託契約書の委託料の訂正について (注意事項)

平成 27 年度 (第 14 回) 那覇市障がい者美術展事業において、当該事業の委託契約の締結後に契約金額の誤記入 (2,455,000 円を 2,445,000 円と記入) に気づき、訂正印により同日付けで金額の訂正を行っている。

那覇市会計規則第 7 条第 3 項は「証拠書類の数字は、内訳を除くほか訂正することができない。」と定めている。

重要な証拠書類としての委託契約書の契約額の訂正については、当該会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

## ○ちゃーがんじゅう課

### 概算払いにおける精算事務の遅れについて (注意事項)

老人福祉研究部会出席の普通旅費の概算払いについて、用務終了後精算に要した日数が 26 日となっている。

那覇市会計規則第 62 条第 1 項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から 7 日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われない。

## 健康部

### ○特定健診課

### 資金前渡における精算事務の遅れについて (注意事項)

特定健診に係る会場使用料の支払いのため受領した前渡金について、精算事務が遅延しているもの (2 件)、うち 1 件は精算に要した日数が 40 日となっている。

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は支払いが終了した日から 7 日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われない。

## こどもみらい部

### ○こどもみらい課

#### (1) こいのぼり掲揚事業委託における随意契約について (注意事項)

こいのぼり掲揚事業は、児童福祉週間にちなみ「こどもの日」の行事の一環としてこいのぼり掲揚式を行う事業である。

事業実施に当たり、随意契約によることができる場合の限度額を規定した那覇市契約規則第 20 条第 6 号 (限度額 500,000 円) を適用し、掲揚式の委託 (496,800 円) と懸垂幕製作・設置委託 (43,200 円) を、同一事業者と随意契約している。

今後は、密接に関連する委託については、地方自治法施行令第 167 条に基づく入札により競争性が確保されるよう契約方法を見直されたい。

#### (2) 認可外保育施設への専門講師派遣事業委託における契約期間の遡及について (注意事項)

認可外保育施設への専門講師派遣事業は、認可外保育施設の保育の資質向上を図るため、各施設へ保育の専門講師を派遣し研修を実施する事業である。

事業の委託に当たり、委託契約は平成 27 年 9 月 11 日付け締結しているが、契約期間を約 5 か月遡って同年 4 月 3 日からとしている。

地方自治法第234条第5項は、長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする旨規定している。当該遡及は、契約書第8条に規定する特別条項に基づくものであるが、契約が締結されていない期間は、委託事業者への履行の請求ができず、長期間遡及しての契約は不適切である。

事業の執行に当たっては、事業計画等について十分調整のうえ、当該法令を遵守し適切に事務処理を行われたい。

## ○子育て応援課

### 母子及び父子家庭等医療費助成金の返還について（注意事項）

母子及び父子家庭等医療費助成事業について、医療費助成金の過払いがあり、医療費助成金返還命令の決裁を受けないまま調定し、返還の納入通知書及び納付書を送付（対象者6人、総額9,723円）していた。

地方自治法施行令第159条に基づく当該助成金の返還に当たっては、那覇市事務決裁規程第5条第1項別表第3による課長の決裁を行うべきであった。また、返還に係る納入通知書には、同施行令第154条第3項に基づき所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入の請求の事由等、必要事項を明記すべきであった。

助成金の返還に当たっては、関係法令等に基づき適切な事務処理を行われたい。

## 消防局

### ○予防課

#### (1) 概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

先進都市違反是正視察研修出席旅費について、用務終了日は平成27年7月17日、精算日は同年8月27日となっており、精算に要した日数が41日と遅延している。

那覇市会計規則第62条第1項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

#### (2) 特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査委託契約について

##### （注意事項）

特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査委託契約については、平成27年10月1日付け予備費充用を行っているが、契約は当該充用前の同年9月29日付け締結され、同日付けで支出負担行為が行なわれている。

地方自治法第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定めている。

契約その他の財務事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理を行われたい。

## ○指令情報課

### 高機能消防指令センター改修業務委託について（注意事項）

高機能消防指令センター改修業務委託は、現在運用中の高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線設備を接続するための既設指令システム改修が作業内容であり、主にソフト面の改修である。

当該業務委託の仕様書の第9に定める完成検査に合格し、委託料は平成28年1月28日に支払われているものの、同仕様書の第14に定める受託者が提出することとされている完成図書2部の納品は、同年11月8日に行われている。

地方自治法第234条の2第1項は、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならない旨定められている。

支払事務に当たっては、関連法令等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

## 第6 各課の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については、以下のとおりである。

### 福祉部

#### ○福祉政策課

##### 1 所掌事務

福祉施策の総合調整、地域福祉、福祉のまちづくり、民生委員及び児童委員、被災見舞金の支給等、戦傷病者戦没者遺族等の援護事務、社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等、所管に属する社会福祉法人の設立認可等、総合福祉センター、日本赤十字社沖縄支部那覇市地区事務局、臨時福祉給付金、低所得高齢者向け臨時福祉給付金に関する事務

##### 2 予算の執行状況

###### (1) 未収金

なし

###### (2) 負担金、補助及び交付金の支出

###### ア 負担金

那覇保護区保護司会補助金	214万2,168円
更生保護法人がじゅまる沖縄運営補助金	27万3,003円
沖縄県原爆被爆者協議会運営補助金	8万2,377円

###### イ 補助金の主なもの

那覇市社会福祉協議会補助金	3,817万4,000円
那覇市民生委員児童委員連合会補助金	2,873万円
ふれあいのまちづくり事業	464万4,000円

###### ウ 交付金



臨時福祉給付金事業 4 億 8,227 万 4,000 円

### 3 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約の主なもの

那覇市臨時福祉給付金コールセンター、申請受付、  
審査等業務委託 4,477 万 6,800 円  
那覇市総合福祉センター管理運営委託 3,825 万 8,885 円  
高齢者向け臨時福祉給付金コールセンター、申請  
受付、審査等業務委託 3,452 万 7,600 円

#### (2) 工事及び設計委託の契約

那覇市総合福祉センター重油タンク大型化工事  
業務委託 (実施設計) 49 万 6,800 円

#### (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

高齢者向け臨時福祉給付金 P C 等機器賃貸借契約 887 万 688 円  
臨時福祉給付金 P C 等機器賃貸借契約 751 万 6,800 円  
久茂地セントラルビル賃貸借契約 393 万 3,664 円

#### (4) 修繕料の契約の主なもの

那覇市総合福祉センター動力変圧器取替工事 118 万 8,000 円  
那覇市総合福祉センター汚水ポンプ等取替工事 52 万 9,200 円  
那覇市総合福祉センター高圧交流気中開閉器取替工事  
52 万 9,200 円

### 4 財産の管理状況

#### (1) 土地

那覇市総合福祉センター 占用 3,993.03 m<sup>2</sup>

#### (2) 建物

那覇市総合福祉センター 占用 5,309.45 m<sup>2</sup>  
真和志庁舎 (2階ボランティアサロンまわし) 占用 108.68 m<sup>2</sup>

#### (3) 基金

那覇市地域福祉基金 3 億 8,057 万 7,906 円  
北海道債 (有価証券) 4 億 9,532 万円

#### (4) 物品

備品 70 品 (うち、重要備品 2 品)  
重要備品  
総合福祉センターモニュメント 600 万円  
文書保存庫 381 万 1,000 円

## ○ 障がい福祉課

### 1 所掌事務

障害者総合支援法に基づく障害者計画、社会福祉法に規定する社会福祉法人の設立認可、難病患者等居宅生活支援、特別障害者手当・経過的福祉手当及び障害児福祉手当、沖縄県心身障害者扶養共済制度、重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成、障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事務等

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金の主なもの

高額療養費返還金 (滞納繰越分)	524万621円
障害福祉サービス等給付費返還金 (過年度分)	235万880円
障害福祉サービス等給付費返還金 (現年度分)	106万1,390円

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金

沖縄県精神保健福祉協会補助金	13万6,502円
沖縄県身体障害者スポーツ大会に係る負担金	10万9,350円

## イ 補助金の主なもの

那覇市身体障害者福祉協会運営補助金	100万円
地域活動支援センターⅢ型販路拡大事業	60万円
那覇市手をつなぐ育成会運営補助金	45万3,747円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

地域活動支援センターⅢ型事業	8,582万5,000円
那覇市障がい者福祉センター指定管理料	3,229万5,000円
那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理業務	2,155万4,000円

## (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

第2長田メディカルビル賃貸借契約	454万6,800円
知的しょうがいネットワークそうせい入居建物に係る 土地賃貸借料	118万9,000円
障害福祉サービス請求内容チェックシステム賃貸借契約	103万6,800円

## (3) 修繕料の契約

空調機修繕	14万400円
庁内シェアリング車の修繕	6万3,621円
プリンタ部品交換	5万4,000円

## 4 財産の管理状況

## (1) 土地

障がい者福祉センター	占有 2,803.11 m <sup>2</sup>
障がい者就労支援事業所ドリームワークそてつ	貸付 578.94 m <sup>2</sup>

## (2) 建物

障がい者福祉センター	占有 595.97 m <sup>2</sup>
障害者就労支援センターさわやか	占有 195.40 m <sup>2</sup>

## (3) 物品

備品 256品(うち、重要備品5品)

## 重要備品の主なもの

車両 (小型バス)	892万5,000円
リフト付きバス	654万9,720円

リフト付きバス

515 万円

## ○ ちゃーがんじゅう課

## 1 所掌事務

高齢者施策の総合調整、高齢者の福祉、介護保険事業、老人福祉施設の設置認可等、有料老人ホームの設置届出等、指定介護サービス事業者の指定等、所管に属する社会福祉法人の設立認可等、地域包括支援センター、地域支援事業、在宅福祉サービス、安謝複合施設、シルバー人材センター、老人福祉センター及び老人憩の家に関する事務等

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金の主なもの

第1号被保険者保険料（滞納繰越分） 1億8,799万8,117円

第1号被保険者保険料現年分普通徴収保険料

1億5,935万7,522円

老人福祉施設入所者自己負担金（滞納繰越分） 138万8,804円

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金の主なもの

介護サービス等諸費 195億7,844万1,601円

介護予防サービス等諸費 12億9,297万2,892円

介護保険広報共同事業 415万1,000円

## イ 補助金の主なもの

特別養護老人ホーム整備補助金（繰越明許） 3億4,440万円

福祉空間整備交付金 3,061万円

軽費老人ホーム補助金 1,842万4,000円

## ウ 交付金

ちゃーがんじゅうポイント制度 8万7,200円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

那覇市地域包括支援センター業務委託包括支援事業

1億6,800万円

那覇市地域包括支援センター業務委託介護予防事業 8,400万円

老人福祉センター等管理運営委託事業 6,541万7,725円

## (2) 工事及び設計委託の契約

シルバーワークプラザ解体工事 538万20円

## (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

地域包括支援センター支援システム等メンテナンスリース

774万9,000円

借上公用車の駐車料金の支払 185万8,650円

地域包括支援センター支援システム等メンテナンスリース

（平成27年度追加分）

111万1,968円

## (4) 修繕料の契約

壺川老人福祉センタートイレ修繕	104 万 4, 360 円
辻老人憩の家非常用照明設備修繕	58 万 8, 600 円
辻老人憩の家地階汚物ポンプ取替修繕	39 万 9, 600 円

#### 4 財産の管理状況

##### (1) 土地

老人福祉センター（末吉、識名、小禄、壺川） 占用 12, 960. 74 m<sup>2</sup>

##### (2) 建物の主なもの

老人福祉センター（末吉、識名、小禄、壺川） 占用 3, 616. 75 m<sup>2</sup>

老人憩の家（辻、安謝） 占用 891. 94 m<sup>2</sup>

安謝特別養護老人ホーム 占用 389. 18 m<sup>2</sup>、貸付 4, 470. 48 m<sup>2</sup>

##### (3) 基金

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金 2, 000 万円

那覇市介護給付費等準備基金 5 億 896 万 404 円

##### (4) 出資による権利

公益社団法人那覇市シルバー人材センター設立出捐金

1, 000 万円

##### (5) 物品

備品 856 品(うち、重要備品 8 品)

重要備品の主なもの

福祉車両ノンステップバス 33 人乗り 1, 577 万 1, 000 円

福祉車両リフト付きマイクロバス 24 人乗り 740 万 2, 500 円

ローカウンター 326 万 6, 865 円

### ○ 保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課（合同）

#### 1 所掌事務

保護管理課 生活保護法の実施、福祉相談、自立支援プログラム、生活困窮者自立支援に係る総合調整、生活困窮者自立支援法の実施に関する事務等

保護第一課 生活保護法の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関する事務

保護第二課及び保護第三課 生活保護法の実施に関する事務

#### 2 予算の執行状況

##### (1) 未収金の主なもの

生活保護費返還徴収金（滞納繰越分） 4 億 7, 246 万 5, 562 円

生活保護費返還徴収金（現年度分） 1 億 2, 699 万 5, 608 円

返還徴収金督促手数料 44 万 2, 900 円

##### (2) 負担金、補助及び交付金について

負担金

平成 27 年全国婦人相談員連絡協議会負担金 6, 000 円

平成 27 年度九州ブロック婦人相談員連絡協議会負担金 6, 000 円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

平成 27 年度那覇市生活困窮者自立相談支援事業業務委託	4,808 万 1,646 円
那覇市学習支援事業業務委託	1,837 万 8,929 円
平成 27 年度那覇市被保護者就労支援事業業務委託	1,325 万 8,098 円

## (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

基幹系業務システム最適化業務 (生活保護区分)	
サービス利用料	1,194 万 9,120 円
デジタル複写機賃貸借契約及び保守管理料 (2 台)	176 万 5,376 円
業務用軽自動車賃貸借料 (外 1 件)	86 万 4,240 円

## (3) 修繕料の契約

車両整備に伴う修繕料(外 20 件分)	77 万 5,464 円
---------------------	--------------

## (4) 補償、補填及び賠償金

生活保護費返還請求に係る供託金	80 万円
-----------------	-------

## 4 財産の管理状況

## 物品

備品 610 品 (うち、重要備品 2 品)

## 重要備品

ローカウンター	324 万 4,080 円
車両	寄贈

## 健康部

## ○国民健康保険課

## 1 所掌事務

国民健康保険事業の企画及び普及、国民健康保険の給付、国民健康保険の診療報酬の審査、国民健康保険税の賦課及び徴収、後期高齢者医療制度、健康保険法等の一部を改正する法律第 7 条の規定による改正前の老人保健法の医療に関する事務

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金の主なもの

一般被保険者国民健康保険税 (医療給付費分)	
現年度分	3 億 1,762 万 5,306 円
滞納繰越分	10 億 7,665 万 6,176 円
一般被保険者国民健康保険税 (後期高齢支援金分)	
現年度分	5,776 万 6,472 円
滞納繰越分	1 億 9,200 万 5,875 円
一般被保険者国民健康保険税 (介護納付金分)	

現年度分	3,388万530円
滞納繰越分	1億2,027万941円
後期高齢者医療保険料(普通徴収分)	
現年度分	2,040万68円
滞納繰越分	1,260万6,612円
(2) 負担金、補助及び交付金の支出	
ア 負担金の主なもの	
一般被保険者療養給付費保険者負担分	209億8,983万8,526円
保険財政共同安定化事業拠出金	117億919万9,228円
後期高齢者支援金	50億4,124万5,136円
イ 交付金	
指定公費の立替	164万284円
3 契約事務の状況	
(1) 業務委託契約の主なもの	
共同電算委託	3,454万6,544円
那覇市納税催告センター運營業務委託	888万9,546円
コンビニエンスストア収納代行業務委託	723万41円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
電話催告システム賃借料	829万9,584円
コピー機賃借料(本庁)	51万2,669円
コピー機賃借料(レセ室)	19万5,986円
(3) 修繕料の契約	
プリンター定期交換部品修繕	2万7,000円
カラープリンターの修繕	2万1,600円
(4) 補填金	
平成26年度国民健康保険事業特別会計 決算の不足分について平成27年度予算 から繰上充用	43億4,552万8,762円
4 財産の管理状況	
(1) 基金	
那覇市国民健康保険基金	1,414円
国民健康保険高額療養費貸付基金	3,000万円
(2) 物品	
備品 391品(うち、重要備品 3品)	
重要備品	
ハイ・ローカウンター	377万1,600円
移動ラック一式	130万円
移動ラック一式	118万円

## ○特定健診課

## 1 所掌事務

特定健康診査及び特定保健指導、国民健康保険の保健事業に関する事務

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

特定健診・特定保健指導関係業務負担金 793万9,720円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

特定健康診査業務委託 1億3,558万3,143円

20代・30代健診業務委託 918万3,395円

医療費分析業務委託 424万680円

## (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

特定健診システムリース料 541万3,320円

タクシー使用料 58万610円

集団検診会場使用料 18万4,084円

## 4 財産の管理状況

物品

備品 79品(うち、重要備品 2品)

重要備品

ローカウンター 122万3,880円

マルチマーカーライセンス 117万6,000円

## ○保健総務課

## 1 所掌事務

保健所運営協議会、医療に係る連絡調整、保健衛生団体及び救急医療の補助金、地域保健に係る統計、献血、角膜・腎臓及び骨髄移植、ハンセン病の啓発、保健関係職員の研修、保健所の維持管理、地方独立行政法人那覇市立病院、健康危機管理、感染症、放射線業務、感染症審査協議会、肝炎医療費助成の申請、医師の実習及び研修、食品検査室の精度管理に関する事務等

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

病院事業運営費負担金 3億64万7,000円

保健衛生団体負担金	54万6,003円
第21回国際結核セミナー及び平成27年度 全国結核対策推進会議参加負担金	3万6,000円
イ 補助金の主なもの	
救急診療事業補助金	1,000万円
保健衛生団体補助金	150万円
結核定期健康診断促進事業	118万9,892円

### 3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの	
保健所施設警備業務委託	583万2,000円
保健所施設清掃業務委託	472万2,840円
保健所空調設備保守管理業務委託	136万4,040円
(2) 工事及び設計委託の契約	
古波蔵ふれあい館解体撤去工事	1,977万480円
古波蔵ふれあい館解体撤去工事(工事監理)	73万4,400円
(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
公用車賃借料	159万120円
高速カラー印刷機賃借料	93万7,440円
タクシー使用料	59万3,940円
(4) 修繕料の契約の主なもの	
都市ガス用遮断弁取替修繕	35万9,024円
3階トイレ弁修繕	23万7,600円
地下駐車場扉前床修繕他	23万7,600円

### 4 財産の管理状況

(1) 土地	
那覇市保健所	占用 4,545.04 m <sup>2</sup>
(2) 建物	
那覇市保健所	占用 4,590.77 m <sup>2</sup>
那覇市保健所車庫	占用 53.94 m <sup>2</sup>
(3) 出資による権利	
地方独立行政法人那覇市立病院	12億9,920万5,376円
財団法人沖縄県保健医療福祉事業団	1,211万円
(4) 債権	
病院事業債貸付金	14億9,847万2,723円
(5) 物品	
備品 517品(うち、重要備品9品)	
重要備品の主なもの	
レントゲン(3品)	1,264万2,000円
リアルタイムPCR(2品)	780万9,270円
小型乗合自動車	312万1,720円



## ○健康増進課

## 1 所掌事務

予防接種、健康診査、健康づくり、歯科保健、食生活改善及び栄養、給食施設指導、健康・栄養調査、喫煙対策、石綿健康被害救済制度、栄養士免許申請及び管理栄養士国家試験、栄養士の実習に関する事務等

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

補助金

デンタルフェア開催事業費補助 62 万円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

予防接種業務委託 8 億 3,222 万 3,591 円

がん検診及び肝炎ウィルス健診 (個別・集団)

業務委託 3 億 524 万 806 円

「職場が主体的に取り組む健康づくりモデル

事業」業務委託 459 万円

## (2) 使用料及び賃借料の契約

タクシー使用料 30 万 1,160 円

## (3) 修繕料の契約

DCAバンデージ (HbA1c 測定機) の修繕 5 万 760 円

## (4) 補償、補填及び賠償金契約状況

補填金

予防接種被害救済事業 18 万 8,740 円

## 4 財産の管理状況

物品

備品 59 品 (重要備品なし)

## ○地域保健課

## 1 所掌事務

母子保健、地域保健活動、母子保健推進協議会、精神保健及び精神障がい者の福祉、自殺予防対策事業、未熟児養育医療、育成医療、特定不妊治療費助成、小児慢性特定疾患治療研究事業、児童の療育、特定疾患治療研究事業、難病患者地域支援対策推進事業、原爆被害者に対する健康診断等、地域看護実習、地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関する事務等

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

未熟児養育医療費自己負担金 3 万 1,600 円

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金の主なもの

地域母子保健「乳幼児保健（低出生体重児・  
発達障害児・児童虐待支援）」の受講 3万2,400円

「第12回ワークショップ

あなたにもできる自殺防止活動の実際」参加費 2万円

## イ 補助金

特定不妊治療費助成事業 5,672万6,403円

母子保健地域活動事業補助金 47万円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

妊婦健康診査費の審査並びに支払い事務 2億8,929万6,670円

乳児一般健康診査業務委託 3,765万7,007円

3歳児健康診査業務委託 1,274万4,072円

## (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料 220万5,650円

那覇市北保健センター用地及び駐車場賃借料 24万3,780円

那覇市保健センター・北保健センター複写機賃借料  
23万7,080円

## (3) 修繕料の契約の主なもの

消防施設の修繕（保健センター） 22万1,400円

受水槽底面補修及び定水位弁取替工事  
（保健センター） 19万9,054円

消防施設の修繕（北保健センター） 6万3,720円

## 4 財産の管理状況

## (1) 土地

那覇市保健センター

占有 6,007.26 m<sup>2</sup>（うち、3か月貸付 333.00 m<sup>2</sup>）

## (2) 建物

那覇市保健センター 占有 2,005.48 m<sup>2</sup>

那覇市北保健センター 占有 280.00 m<sup>2</sup>

## (3) 物品

備品 493品（うち、重要備品 2品）

## 重要備品

空調機（保健センター） 115万5,000円

機能訓練用マット（保健センター） 103万4,000円

## ○生活衛生課

## 1 所掌事務

飲食店等の営業許可及び食品衛生、興行場・旅館業及び公衆浴場業の営業許可等、クリーニング所・理容所及び美容所の開設の届出等、病院・診療所及び

助産所の開設許可等、あん摩マッサージ指圧師・はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所開設の届出等、薬局等の開設許可等、毒物及び劇物販売業の登録等、医師等医療従事者の免許申請等、医療監視の総括に関する事務等

## 2 予算の執行状況

### (1) 未収金

なし

### (2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

食品汚染カビ検査実習出席負担金	5万4,000円
食中毒の疫学初級研修出席負担金	2万円
全国食品衛生主管課長連絡協議会出席負担金	1万3,000円

## 3 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約の主なもの

那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務 及び食品営業施設の巡回指導業務	439万7,058円
食品衛生に関する試験検査業務委託	117万6,876円
試験検査業務委託	76万8,366円

### (2) 使用料及び賃借料の契約

タクシー使用料	24万1,280円
デジタルカラー複合機賃借及び保守業務	3万7,954円

### (3) 修繕料の契約

フィンガーディスプレイの修繕	2万9,700円
----------------	----------

## 4 財産の管理状況

物品

備品 197品(うち、重要備品2品)

重要備品

液体クロマトグラフィー式	890万4,000円
位相差顕微鏡	102万279円

## こどもみらい部

### ○こどもみらい課

#### 1 所掌事務

保育所及び給食センターの管理運営、市立保育所に対する県の指導監査、認可外保育施設に対する支援及び指導監督、認可外保育施設の認可化移行支援、保育所入退所、保育料の徴収、児童環境づくり基盤整備事業、つどいの広場、ファミリーサポート事業、病後時保育事業、療育センターの管理運営、障がい児保育支援事業に関する事務等

#### 2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの	
私立保育所 (滞納繰越分)	2,905 万 1,740 円
私立保育所 (現年度分)	1,687 万 9,460 円
公立保育所 (滞納繰越分)	916 万 6,355 円
(2) 負担金、補助及び交付金の支出	
ア 負担金の主なもの	
施設型保育 (運営費負担金)	79 億 6,655 万 8,120 万円
地域型保育給付費	1,077 万 4,540 円
保育管理運営費	4 万 8,000 円
イ 補助金の主なもの	
認可外保育施設運営費支援事業	2 億 3,361 万 8,000 円
特別保育事業 (単独分)	7,613 万 1,000 円
特別保育事業 (保育対策等促進事業分)	7,441 万 4,000 円

### 3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの	
乳幼児健康支援一時預かり事業	3,069 万 7,000 円
つどいの広場事業	1,822 万円
認可外保育施設への専門講師派遣事業	339 万 2,390 円
(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの	
与儀保育所仮園舎新築工事 (建築)	1 億 890 万 9,000 円
与儀保育所仮園舎新築工事 (外溝)	2,452 万円
与儀保育所仮園舎新築工事 (機械)	2,442 万 3,080 円
(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
タクシー使用料	109 万 9,880 円
複写機賃借料	94 万 5,483 円
施設賃借料 (つどいの広場)	78 万円
(4) 修繕料の契約の主なもの	
与儀保育所修繕工事	58 万 3,200 円
若狭浦保育所給水管取替修繕	42 万 433 円
大道保育所道路修繕	40 万 7,700 円

### 4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの	
城北保育所	貸付 2,571.00 m <sup>2</sup>
赤平保育所	占用 1,710.00 m <sup>2</sup>
樋川保育所	占用 1,494.85 m <sup>2</sup>
(2) 建物の主なもの	
若狭浦保育所	占用 922.28 m <sup>2</sup>
久場川保育所	占用 914.90 m <sup>2</sup>
宇栄原保育所	占用 913.94 m <sup>2</sup>
(3) 物品	
備品 3,131 品 (うち、重要備品 18 品)	
重要備品の主なもの	

複合遊具	588 万円
普通自動車	246 万 7,216 円
普通自動車	244 万 9,000 円

## ○子育て応援課

### 1 所掌事務

児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給、児童手当支給、児童虐待の防止、児童家庭相談、こんには赤ちゃん事業及び育児支援家庭訪問事業、こども並びに母子及び父子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子・父子福祉センター、助産施設の入所、母子生活支援施設さくらに関する事務等

### 2 予算の執行状況

#### (1) 未収金の主なもの

母子福祉資金貸付金元金（滞納繰越分）	5,509 万 4,324 円
児童扶養手当返還金（滞納繰越分）	1,667 万 1,320 円
寡婦福祉資金貸付金元金（滞納繰越分）	592 万 1,422 円

#### (2) 負担金、補助及び交付金の支出

##### ア 負担金

沖縄県家庭相談員連絡協議会負担金	1 万 1,000 円
------------------	-------------

##### イ 補助金

那覇市母子寡婦福祉会運営補助金	97 万 9,000 円
-----------------	--------------

##### ウ 交付金

子育て世帯臨時特例給付金事業交付金	1 億 4,072 万 7,000 円
-------------------	---------------------

### 3 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約の主なもの

母子生活支援施設事業	5,201 万 2,000 円
こども医療費助成制度の自動償還事務委託	1,039 万 9,815 円
ひとり親家庭等日常生活支援事業	375 万 8,000 円

#### (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

子育て世帯臨時特例給付金 I P 電話機及びネット	
ワーク機器賃貸借契約	84 万 6,288 円
タクシー使用料	46 万 470 円
子育て世帯臨時特例給付金備品賃貸借契約	37 万 8,000 円

#### (3) 修繕料の契約

那覇市母子・父子福祉センターの名称変更に伴う	
看板修正	4 万 8,600 円
電気自動車修理	393 円

### 4 財産の管理状況

#### (1) 土地

母子生活支援センターさくら	占用 2,039.66 m <sup>2</sup>
---------------	----------------------------

#### (2) 建物

	母子生活支援センターさくら	占用 1,803.10 m <sup>2</sup>
(3)	債権	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	3億3,885万5,208円
(4)	物品	
	備品 128品(うち、重要備品 1品)	
	重要備品	
	窓口カウンター	233万5,200円

## 消防局

### ○総務課

#### 1 所掌事務

文書及び公印、情報公開、消防本部訓令の制定、職員の任免・分限・懲戒・表彰・服務その他身分・研修・勤務条件・公務災害補償及び福利厚生、消防業務の企画、積載備品等の整備、消防機械器具の配置及び整備、消防車両に関する事務及び他課に属しないこと。

#### 2 予算の執行状況

##### (1) 未収金

なし

##### (2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

沖縄県消防学校(第47期)初任科研修	195万6,972円
平成27年度沖縄県消防長会負担金	77万7,371円
沖縄県消防学校(第54期)救急科研修	60万7,272円

#### 3 契約事務の状況

##### (1) 業務委託契約の主なもの

消防庁舎清掃業務委託	275万4,000円
消防職員特定業務従事者健康診断業務委託3件	108万2,160円
消防職員定期健康診断業務委託2件	105万6,240円

##### (2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

(仮称)消防樋川出張所新築工事(建築)	5億212万3,250円
(仮称)消防樋川出張所新築工事(電気)	1億1,119万6,800円
(仮称)消防樋川出張所新築工事(機械)	9,788万400円

##### (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

西消防署庁舎等賃貸借	5,500万円
平成27年度消防本部寝具類賃借料	403万6,608円
平成27年度消防本部用自動車(6台)賃借料	243万8,100円

##### (4) 修繕料の契約

消防車両等修繕276件	1,370万5,003円
消防庁舎等修繕44件	645万6,638円

## 4 財産の管理状況

## (1) 土地の主なもの

消防本部	占用 7,282.00 m <sup>2</sup>
中央消防署神原出張所	占用 1,802.21 m <sup>2</sup>
西消防署	占用 1,117.15 m <sup>2</sup>

## (2) 建物の主なもの

消防本部庁舎	占用 5,416.22 m <sup>2</sup>
中央消防署神原出張所	占用 2,493.22 m <sup>2</sup>
西消防署	占用 1,975.77 m <sup>2</sup>

## (3) 物品

備品 620品(うち、重要備品 70品)

重要備品の主なもの

30m級梯子付消防ポンプ自動車	2億520万円
救助工作1号車	1億6,416万円
梯子1号車	1億4,832万円

## ○予防課

## 1 所掌事務

火災予防の企画立案、防火対象物の査察及び違反是正、火災予防条例の届出、防火防災、自衛消防業務講習等、課の庶務及び予算の執行、建築許可等についての同意、消防用設備等の設置指導及び検査、火災の原因及び損害調査、火災及び災害統計、危険物製造所等の許認可および査察指導、査察計画の企画立案、査察計画に基づく防火対象物への査察、消防法令適合通知申請に関する事務

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

補助金

補助金(女性防火クラブ) 58万6,323円

## 3 契約事務の状況

業務委託契約

特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査業務2件

92万7,000円

## 4 財産の管理状況

物品

備品 199品(うち、重要備品 8品)

重要備品

無線機6台	650万7,216円
訓練用模擬操作盤(一式)	166万3,200円
濃煙体験用エアータント(一式)	102万8,052円

## ○警防課

## 1 所掌事務

水火災の警戒及び防御、消防訓練の計画及び実施、消防水利の計画及び調査保全、特殊な対象物に係る警防計画、消防団、消防団員、救助技術の指導、救助訓練、緊急消防援助隊、救助統計、救助業務、災害現場での指揮活動、災害状況・規模の把握、危険箇所把握及び安全管理、消防警戒区域の設定及び広報活動、情報提供・活動下命事項の伝達伝令に関する事務等

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

水道局消火栓設置負担金	901万1,000円
水道局消火栓維持管理負担金	817万9,720円
消防団員等公務災害補償等共済基金掛金	363万7,839円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

水難救助隊員健康診断 (チャンパー)	87万7,716円
消火栓標識修繕	71万3,340円
水利台帳データ更新	32万4,000円

## (2) 使用料及び賃借料の契約

防火衣等賃貸借	897万1,200円
消防資機材賃貸借	467万8,800円
水難救助資機材賃貸借	168万3,360円

## (3) 修繕料の契約

ガス検知器点検等 16件	105万3,972円
--------------	------------

## 4 財産の管理状況

## (1) 土地

防火水槽用地	占用 2,418.58 m <sup>2</sup>
--------	----------------------------

## (2) 物品

備品 122品(うち、重要備品 15品)

重要備品の主なもの

特殊災害対応資機材一式	2,257万5,000円
可搬型危険物質同定装置・HazMatID360	2,205万円
無線機 11台	1,192万9,896円



## ○救急課

## 1 所掌事務

救急業務計画及び訓練計画・立案、救急医療及び救急資機材、市民に対する応急手当の普及啓発活動、患者等搬送事業に対する指導及び認定、救急統計、照会関係・メディア等の外部対応、救急医療機関等との連絡調整、その他救急に関する事務

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

南部地区MC協議会負担金	22万7,751円
沖縄県消防相互応援協定出動負担金	3万円
九州地区救急実務研修	2万2,000円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

救急用資器材保守点検業務	47万6,280円
産業廃棄物処理業務	41万4,612円
救急業務委託契約並びに救急救命士病院実習委託	35万4,652円

## (2) 使用料及び賃借料の契約

自動体外式除細動(AED)賃貸借	101万4,300円
小児用心肺蘇生用訓練人形賃貸借	3万8,928円

## (3) 修繕料の契約

レーダーサーク等修繕9件	36万3,171円
--------------	-----------

## 4 財産の管理状況

物品

備品 302品(うち、重要備品 13品)

重要備品の主なもの

ライフパック 12t y pea-27 半自動式除細動器	390万円
セーブマン(LM-073)FR2	346万5,000円
多数傷病者対応資機材	345万600円

## ○指令情報課

## 1 所掌事務

消防通信、通信機器、消防情報及び火災警報、消防緊急通信指令装置の管理に関する事務

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

消防デジタル無線整備負担金 1億8,623万6,529円

平成27年度沖縄県消防通信指令施設運営協議会負担金

104万4,952円

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会

負担金(一般会計)

10万5,000円

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

高機能消防指令センター改修業務委託 3,982万5,000円

消防指令システムマスタ補正設定変更業務委託

1,757万4,840円

無線機保守点検業務委託

49万7,016円

## (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

新消防緊急通信指令システム賃借料 4,561万2,864円

新消防緊急通信指令システム支援情報サーバ賃借料

191万5,260円

高所監視カメラ設置に関する賃貸借料

153万4,291円

## (3) 修繕料の契約

携帯無線機修繕等6件

13万3,153円

## 4 財産の管理状況

物品

備品 229品(うち、重要備品 7品)

重要備品の主なもの

無線機5台

542万2,680円

車両動態管理装置端末装置(AVM)

325万5,000円

全国瞬時警報システム(J-ALERT)

136万5,000円

## ○中央消防署

## 1 所掌事務

火災及び災害等の予防及び広報、消防用設備等の設置指導及び検査、防火対象物の査察、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、水火災害等の警戒・防御及び救護、救助隊の運用、救急隊の運用、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練に関する事務等

## 2 財産の管理状況

物品

備品 1,221品(うち、重要備品 34品)

重要備品

無線機33台

3,741万2,928円

膨張式エアートント

306 万 7, 050 円

## ○西消防署

## 1 所掌事務

火災及び災害等の予防及び広報、消防用設備等の設置指導及び検査、防火対象物の査察、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、水火災害等の警戒・防御及び救護、救助隊の運用、救急隊の運用、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練に関する事務等

## 2 財産の管理状況

## 物品

備品 1, 169 品(うち、重要備品 22 品)

## 重要備品

無線機 20 台	2, 331 万 3, 960 円
救護所用エアートント一式	269 万 8, 500 円
水中カメラ (高度救助用資機材)	136 万 5, 000 円

---

---

**正 誤**

---

---

○那覇市公報第1677号の正誤

2016(平成28)年10月3日付け那覇市公報第1677号の那覇市上下水道局告示第32号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容
1208	上から7行目	那覇市上下水道事業管理者を追加
1208	上から8行目	上下水道局長 翁長 聡を追加